



2022年4月14日

各 位

会 社 名 鈴 茂 器 工 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 鈴 木 美 奈 子
(コード番号：6405 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 執 行 役 員 管 理 本 部 長 志 賀 融
(TEL. 03-3993-1372)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年4月14日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を2022年6月25日開催予定の第62回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第13条第1項は、株主総会参考書類の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第13条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
(新設)	(電子提供措置等) 第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法律省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した

<p>第 13 条～第 47 条（条文省略）</p> <p>（新設）</p>	<p><u>株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p><u>第 14 条～第 48 条（現行どおり）</u></p> <p><u>（附則）</u></p> <p><u>1. 変更案第 13 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する規定の改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日で開催される株主総会に係る招集手続きはなお従前の例による。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日後にこれを削除する。</u></p>
--	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022 年 6 月 25 日（予定）

以 上